

報第1号

市長専決処分事項の報告について

ごみ収集作業中に発生した物損事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和3年9月7日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備考
令和3年 5月24日	和歌山市弘西839 番地先路上	242,800円		ごみ収集作業中に 発生した物損事故 による損害賠償金

報第2号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和3年9月7日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備考
令和3年 6月1日	和歌山市藤田25番 地1 山口葵園敷地内	463,100円		公用車の物損事故 による損害賠償金

報第3号

市長専決処分事項の報告について

改良住宅に係る使用料等の支払請求及び住宅明渡しの請求に関する訴えの提起（訴訟上の和解を含む。）について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和3年9月7日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

専決年月日	相手方住所氏名	請求の要旨	請求の原因
令和3年 7月20日		改良住宅もみじ団地の明渡しの請求 未納住宅使用料及び専用水道料等合計3,608,984円並びに住宅使用料相当損害金の支払請求	相手方は、住宅明渡請求基準を満たしており、かつ、支払う意思がないと判断したため。
令和3年 7月20日		改良住宅あけぼの団地の明渡しの請求 未納住宅使用料及び専用水道料等合計2,173,709円並びに住宅使用料相当損害金の支払請求	相手方は、住宅明渡請求基準を満たしており、かつ、支払う意思がないと判断したため。

なお、上記の者から未納額を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれるときは、和解するものとする。